

移住連、国の移住者をめぐる政策に関する年表（1979年～2005年）

移住連関係事項……イタリック、 同 重要事項……太字イタリック
同 特別重要事項……ポイントを上げて太字イタリック
それ以外の重要事項……アンダーライン

1979年

9月 「国際人権規約」加入発効

1982年

1月 「難民の地位に関する条約」及び「難民の地位に関する議定書」加入発効。児童手当3法・国民年金法改正により国籍条項撤廃。「出入国管理令」改正し、「出入国管理及び難民認定法」施行。

1985年 ***滞日アジア女性問題を考える会（熊本、後に「コムスタカ外国人と共に生きる会」と改称）発足**

1月 「国籍法」および「戸籍法」の一部を改正する法律施行：出生による国籍の取得について、両系血統主義を採用／重国籍者の国籍選択制度を新設

5月 「外国人登録法」の指紋に関する政令改定：指紋押捺の方法変更

8月 外国人登録の大量切替時期にあたり、指紋押捺運動が最大の盛り上がりを見せる

9月 プラザ合意の影響で急激な円高が進む

1986年 ***女性の家HELP(東京)発足**

12月 日本語学校とそこに学ぶ就学生急増傾向、「外国人就学生受け入れ機関協議会」発足

1987年 ***アジア人労働者問題懇談会（東京）、カラバオの会（横浜）、APFS（東京）、あるすの会（名古屋）、アジアフレンド（大阪）発足**

2月 法務省入管局プロジェクト提言：単身原則で就労年数3年を限度に外国人労働者の受け入れ枠拡大を検討

3月 アジア人労働者問題懇談会（アジ懇）結成

6月 「入管協会」設立

1988年

3月 労働省「外国人労働者問題研究会報告書について」発表：「雇用許可制度」提唱／「単純労働者」禁止（従来通り）／技術技能職、留学生、技術研修生の受入拡大

5月 政府、内閣官房に「外国人労働者問題特別委員会」設置。

6月 「改正外国人登録法」施行：指紋押捺一回／指紋カードの導入／指紋再押捺命令権の新設
閣議決定「第6次雇用対策基本計画」官報告示：専門、技術的な能力を有する外国人は可能な限り受け入れ、単純労働者については慎重に検討する。

12月 「外国人労働者に関する調査検討のための懇談会」が最終報告書を労働省に提出

1989年

3月 政府、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」を第114回通常国会提出。

5月 29日以降、2804人の難民が各地に漂着。この内1668人が中国人であると断定、「難民」ではないとされた。

11月 労働省、東京都・神奈川県・愛知県・大阪府の各労働基準局に「外国人労働者相談コーナー」を開設。
市民団体「このままじゃ、危ない！入管法改悪を許すな11.11緊急集会」開催

12月 入管法改定案、参議院本会議において可決、成立：在留資格(27種)制度の整備、不法就労助長罪の新設、省令を改定して日系人受け入れへ。

中国からの難民 301 人が強制送還

1990年 ***外国人労働者と手をつなぐ千葉の会 hand in hand** ちば、**外国人労働者弁護団 (LAFLR)**
発足

- 3月 市民団体、東京を中心に「入管トラブルホットライン」開設。
神奈川県で「改悪入管法の先取りによる外国人労働者への不当弾圧を許すな3・18緊急集会」
- 5月 通産省、産業労働問題懇談会「外国人労働者への対応について」発表：単純労働者の受け入れについては経済社会情勢の変化に応じて逐次見直し／研修生制度の拡充。
- 6月 改定入管法施行、これに先立つ数ヶ月間、超過滞在者への罰則が強化されるというマスコミの誤報を信じた外国人が連日数千人入管局に自主出頭し、大混乱となる。
フィリピン人女性を売春目的で斡旋していたフィリピン人が改定入管法の初めての適用（不法就労助長罪）で逮捕される。
- 8月 外国人研修生基準を緩和するための入管法の法務大臣告示を官報に公表、即日実施。
- 10月 厚生省が、同省主催の生活保護等担当者会議で、短期滞在外国人や超過滞在者には生活保護を適用できないと説明・指導。
- 11月 「女性が外国人に次々と襲われ、乱暴された」というデマが埼玉県東部や隣接する千葉県一部でひろがる。
- 12月18日 国連総会「すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する国際条約」を採択

1991年 ***神奈川県ユニオン、滞日外国人と連帯する会(神奈川)、RINK(大阪)設立**
みなとまち健康互助会 (MF-MASH) 発足

- 1月 労働省「外国人労働者が労働面等に及ぼす影響等に関する研究会」報告：未熟練労働者の受け入れには否定的。
文部省、外国人子弟への就学案内発給を指示。
- 2月 新宿区、住宅及び住環境に関する基本条例を制定：外国人への住宅差別の解消を謳い、区内の不動産業者の「協力店制度」発足へ。
- 3月 文部省、外国人に教員採用試験受験を認めるが、公立学校教師の採用を常勤講師に限ると通達。
- 4月 入管特例法(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法)が成立。5月公布、11月施行。
「第1回関東外国人労働者問題フォーラム(埼玉)」開催(参加270人)
- 5月 東京の上野公園、代々木公園、JR日暮里駅等にイラン人が集まる。
香川県善通寺市、日系人児童・生徒の就学認めず。
- 9月 初のポルトガル語新聞「インターナショナル・プレス」発刊
下館事件(管理売春を強要されていたタイ人女性が同国出身の経営者を殺害)。当時、このような事件が相次ぐ。
- 10月 「国際研修協力機構」(JITCO)設立
- 12月 大泉町に「日伯センター」開設
大阪府、民族学校への授業料軽減補助金支給開始。

1992年 ***全統一労働組合外国人労働者分会、外国人とともに生きる大田・市民ネットワーク (OCNet) (東京) 結成、女性の家サーラー(神奈川)発足**

- 2月 法務省、警察庁、労働省による「不法就労外国人対策等関係局庁連絡会」および「不法就労外国人対策等協議会」を設置。
- 3月 厚生省、1年未満滞在の外国人は国保加入から排除。
- 4月 イラン人に対する査証相互免除取決めの一時停止
建設省、外国人登録者には公営住宅入居資格を日本人と同等にするよう指示。
大阪市、都道府県・政令市として初めて大学卒事務職の採用区分に専門事務職(経営情報、国際の2区分)を新設し、国籍要件を撤廃95年度からは短大卒・高卒にも対象を拡大。

兵庫県川西市、外国人を管理職に登用。神奈川県愛川町、外国人臨時保母を採用。豊橋市、日本語指導教員を加配。静岡県、外国語による専門相談員を学校に配置。

「第2回関東甲信越外国人労働者問題フォーラム(群馬)」開催

5月 永住外国人の指紋押捺義務を廃止し、家族事項の登録等を定めた改正外国人登録法成立(01年1月施行)。

法務省、「出入国管理基本計画」(第1次)を策定：技能実習制度の創設検討へ。

6月 神戸市、一般事務職に「経営」「国際関係」の試験区分を設け、国籍要件撤廃。

7月 東京都、32年ぶりに行旅病人及び行旅死亡人取扱法(行旅法)を復活。

川崎市、公立学校で外国人児童・生徒対象に日本語教育を開始。

12月 法務省、「研修」に係る基準省令を緩和。

1993年

2月 最高裁、定住外国人の国政選挙権を認めず。

4月 「技能実習制度」発足

外国人労働者の春闘、初の統一行動。

植栽を理由に代々木公園のイラン人締め出し

厚生省、超過滞在外国人への入院助産制度を不適用とする。

群馬県、神奈川県、未払い医療費補填を開始。神奈川県は行旅法を復活。

横浜市、行旅病人・行旅死亡人取扱事業開始。また、外国人医療対策事業開始(緊急医療の未払い金を県と協力して医療機関に助成)。

「第3回関東甲信越外国人労働者問題フォーラム(長野)」開催

5月 超過滞在者 29万8000人に達しピークに、以後漸減傾向が続き、滞在の長期化進展。

労働省、外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針作成。

6月 マレーシアに対する査証取得勸奨措置を実施

9月 青柳行信氏が不法就労助長罪で逮捕される。移住者の支援者に同罪が適用された初めてのケース。
(1996.3 地裁にて懲役8ヶ月執行猶予3年の判決、98.3 高裁にて原判決破棄され、罰金刑で確定)

11月 労働省、就労資格を有する外国人に雇用保険を適用するように指示。

12月 東日本入国管理センター開設(茨城県牛久市)

1994年 ***JFCを支えるネットワーク(東京)発足**

春 在日朝鮮人女学生に対する襲撃事件が頻発する

4月 法務省、「技能」等に関する基準省令を改正。

兵庫県、未払い医療費補填開始。

「第4回東日本外国人労働者問題フォーラム(横浜)」開催、参加600人、席上で「全国フォーラム」開催の要請出される

5月 「子どもの権利に関する条約」発効

8月 日本語教育振興会、日本語学校の認定基準を強化。

10月 「中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自主の支援に関する法律」施行

11月 インターハイへの民族学校受け入れが全国規模で実現

法務省、「日本語就学生の在留状況と今後の受入れ方針について」発表。

12月 入管職員による暴行事件の内部告発

1995年 ***移住労働者と共に生きるネットワーク(九州)、多文化共生センター(大阪)設立、NGO神戸外国人救援ネット発足**

1月 阪神・淡路大震災。神戸市では外国人死者数151名に達する。⇒外国人の自助組織・支援組織が活躍。そ

の後、復興のための建設ラッシュで日系人を多数雇用。

長野無国籍児訴訟、最高裁が逆転判決、日本国籍を認める。

- 2月 定住外国人地方参政権訴訟最高裁判決。上告棄却としたものの、「定住外国人に地方選挙における選挙権を法律で付与することは憲法に違反しない」と判示。
「定住外国人に参政権を付与する自治体決議」が広がり、95年11月現在で約800議会が決議、神奈川県下では採択率100%。
- 3月 外国人労働者に初の職業病を認定
- 4月 年金脱退一時金支給開始
川崎市、一般事務職(国際職)に初めて韓国籍の職員採用。
東京都・埼玉県・千葉県、外国人未払い医療費補填事業開始。
「震災時における外国人の人権」全国研究交流集会(大阪)開催
- 5月 厚生省の「外国人に係る医療に関する懇談会」報告書発表：資格外就労者の健康保険加入を提言。
神戸市、大卒職員採用試験の「情報処理」、高卒職員採用試験の「経営情報」で国籍要件撤廃。教員では「期限を付さない常勤講師」とする。
- 6月 横浜・川崎市、高卒採用で専門職の一部を外国人に開放。
- 7月 ペルーに対する査証取得勧奨措置を実施
- 9月 第4回世界女性会議(北京女性会議)開催
- 10月 厚生省、未登録外国人に対する入院助産、養育医療などの公費補填再開を指示。
11月 法務省、要求があれば外国人登録原票のコピーを本人に交付することに方針を改め、12月から実施する旨、各地方自治体に伝える。
西日本入国管理センター開設(大阪府茨木市)
- 12月 第8次雇用対策基本計画を閣議決定：専門的、技術的分野の労働者は可能な限り受け入れ、単純労働者の受け入れは国民の合意を踏まえつつ十分慎重に対応する。

1996年

- 1月 「人種差別撤廃条約」発効(日本加入95.12)
高知県、大阪市、一般職採用の国籍条項撤廃を断念。
4月 **「第1回移住労働者と連帯する全国フォーラム(福岡)開催、参加350人、ここで「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」結成が決まる**
- 5月 川崎市、政令市で初めて一般職採用の国籍条項を撤廃(消防職を除く)
太田市、市職員採用試験受験資格の内、現業職で国籍条項を撤廃。
大泉町の外国人登録者が町民の1割を超え、外国人密度の日本一高い町となる。
- 6月 法務省、「興行」に係る基準省令の改正。9月施行。審査のポイントを公表。
⇒ 「興行」ビザによるフィリピン女性は以後、減少傾向。
- 7月 法務省、婚姻関係にない日本人との間に生まれた子供を引き取り、養育している外国人に日本への定住を許可する方針を決定(7.30通達)。
- 9月 朝鮮学校卒業生に川崎市立看護短期大学の受験資格を認める。
- 10月 川崎市、外国人代表者会議設置条例案、全会一致で可決。
- 11月 自治相、地方公務員一般職の外国人の採用を条件付きで容認する旨発表。事実上、川崎方式を追認
- 12月 法務省、留学生等に係る身元保証書を廃止。
総務庁、文部省に対し外国人の子女教育や帰国子女の大学への受け入れの柔軟化を勧告。

1997年

- 1月 神奈川県、職員採用の国籍条項撤廃の基準を個別の職種ごとに判断する方針出す。
横浜市、一部の職種を除き職員採用試験の国籍条項を事実上撤廃する方針を決定。
最高裁、不法就労者の労災賠償を働いたはずの期間、日本の基準で算定するよう判決。
- 2月 法務省、外国人登録原票について、プライバシー保護の立場から、捜査機関等から開示要請があった際の厳正な取り扱いを指示。
- 3月 総務庁、非永住者を対象にした外国人登録証明書への指紋転写の廃止を法務省に勧告(原票の指紋で十分と判断)。
- 4月 技能実習制度における滞在期間を延長(2年以内⇒3年以内)

**「第2回移住労働者と連帯する全国フォーラム（愛知）」開催（参加200人）、
⇒移住労働者と連帯する全国ネットワーク発足**

- 5月 密航組織の罰則強化の改正入管法公布、施行は5月11日。
東京都、「外国人都民会議」を創設。
- 9月 川崎市、一般行政職の事務職に外国籍3人採用。専売上の国籍条項撤廃。
- 10月 最高裁判決、日本人と結婚した外国人女性、婚外子にも日本国籍。
- 12月 移住連第1回政府（労働省）要請を実施

1998年

- 1月 法務省、「企業内転勤」に係る基準省令を改正（「滞在期間の上限5年」の項目を削除）。
- 2月 長野オリンピック開催にあわせて「ホワイトスノー作戦」として、超過滞在者を一斉摘発。その多くは、オリンピック関連施設の建設に従事した者だった。
- 3月 最高裁初判断、外国人の被選挙権を認めず。在日党の上告棄却。
特定非営利活動促進法公布
- 4月 最高裁、指紋押捺拒否、再入国不許可は適法と判断。在日三世が逆転敗訴。
研修・技能実習の滞在期間3年の対象職種が拡大。新たに16職種を追加。
- 5月 在日朝鮮人教職員連盟、「日本政府が民族学校卒業者に大学受験試験を認めないのは国際条約違反だ」と、ユネスコに告発。
- 6月 4歳以下の在日外国人、「無国籍児」急増933人、10年間で12倍に。
移住連「全国活動者会議（熱海）」開催（参加80人）
- 7月 無資格在留者にも定住の実態を重視し国保適用、東京地裁判決中国人女性勝訴。
- 9月 留学生のアルバイトに関する取り扱い変更、①1週間につき28時間の範囲内、②休暇期間中は1日8時間以内のアルバイトを認める。
北朝鮮発射のミサイルで、朝鮮学校と同生徒にいやがらせ。
- 10月 入管収容中のイラン人死亡で、両親が「暴行死」と提訴。
民主党および平和・改革（公明党）、「永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員および長の選挙権等の付与に関する法律案」を提出。
- 11月 超過滞在で国保に加入できず、脳腫瘍で入院中の長男の多額の治療費を抱えている横浜市の台湾系中国人男性の一家について、東京入管横浜支局は、1年間の在留許可を認めた。
- 12月 共産党、「永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員および長の選挙権および被選挙権の付与に関する法律案」を提出。
移住連、第1回国際移住労働者デー集会開催。

1999年

- 1月 出稼ぎ日系人の子どもを対象とするブラジル私立学校ピタゴラス・グループ、4月に日本で開校へ。
入管センターでビルマ人収容者が「犯罪者扱い」の状況を国会議員に手紙で訴えようとしたら、削除求め線引かせる。
- 3月 入管法・外登法の一部改定案国会上程
- 4月 法務省入管局長通達、日本人等との婚姻による在留特別許可を地方入国管理官署の長に専決させる。
「入管法・外登法の改定に反対する市民集会」に350人が結集、銀座をエスニック・パレード。
- 6月 **「第3回移住労働者と連帯する全国フォーラム・東京99」開催、参加1000人を超える。**
- 7月 文部省、外国人学校卒業生に大検合格を条件に国立大受験を認める。
- 8月 入管法改定案成立：不法在留罪（不法入国又は不法上陸後に本邦に在留する行為に対する罰則）の新設、被退去強制者に対する上陸拒否期間の伸長（1年から5年に）。
外登法改定案成立：特別永住者の旅券等の常時携帯義務違反の刑事罰である罰金から行政罰である過料に変更。外国人の指紋押捺を全廃するが、在日団体が長年要望してきた登録証明書の常時携帯義務廃止や重罰規定の見直しは含まない。
これらの審議過程で、移住連を代表して、もりき・渡辺両共同代表が衆議院法務委員会で参考人意見陳述。

- 9月 非正規滞在外国人 21 人(15 家族)が APFS の支援のもと一斉出頭、「在留特別許可」申請。
- 10月 自民、自由、公明の3党連立政権合意。永住外国人地方選挙権付与法案について、修正を行った法律を3党で提出し、成立させることを表明。
静岡地裁支部、外国人お断りは人種差別。店側に賠償命令。
- 11月 文部省は、日本に新たに私費留学する学生2万6千人を対象に1人当たり15万円の一時金を支給する方針を固めた。
00年2月18日に施行される改正入管法で「一斉摘発がある」「新たに罰金30万円を取られる」といったうわさやデマが広がり、超過滞在者の帰国ラッシュが起きる。

2000年

- 1月 国連の人口動態推計で、日本は急速に減少する労働力人口を維持するため、今後50年間にわたり毎年約60万人以上の移民受け入れが必要との結果示される。
公明党および自由党、「永住外国人地方選挙権付与法案」を提出。ただし、永住外国人(永住者・特別永住者)のうち「外国人登録原票の国籍の記載が国名によりされている者に限る」として、「朝鮮」籍者と無国籍者を選挙権付与の対象から除外する。
- 2月 APFS 一斉出頭外国人の内、イラン人4家族、計16人に在留特別許可(定住者)。
法務省、「第二次入管基本計画ー21世紀に向かう出入国管理ー」発表、技能実習枠を拡大。介護などの分野での受け入れ検討へ。
- 3月 「技能実習」を農業と水産加工食品製造業の計4職種に拡大。
- 4月 「家族滞在」の在留資格者の資格外活動許可へ。原則週28時間以内。
石原都知事、陸上自衛隊練馬駐屯地で開催された「創隊記念式典」で、「不法入国した三国人、外国人が凶悪な犯罪を繰り返しており、大きな災害では騒擾事件すら想定される」と発言。以後、市民団体などの抗議行動つづく。
- 5月 強盗殺人容疑で1審無罪判決のネパール人被告を東京高裁が職権で拘留、異議申し立てを棄却。
移住連全国活動者会議(裾野)開催、「包括的外国人政策の提言」へ向けて集中討議。
- 6月 民主・公明、共産、公明・自由によってそれぞれ提出されていた永住外国人に地方選挙権を付与する法案が、衆議院解散によりいずれも廃案。以降、現在まで再提出ー廃案ー再提出を繰り返す。
- 8月 成田空港で入国拒否された外国人が空港内施設で警備会社の警備員に暴行を受けたと主張している問題で、アムネスティ・インターナショナル日本支部などが移送などの適切な手続きを定めるよう、法務省入管局に申し入れ。
外務省、来日留学生に貸し付け奨学金、来年度から年1万人増めず。
- 9月 市民団体、新宿で「多文化共生防災実験」、国籍超えて防災訓練
厚生省、中国残留邦人帰国支援策を、同伴帰国した二世・三世まで広げることを決定。
- 11月 国際移住機関(IOM)は、国外への移民や難民、長期滞在の駐在員も含む世界の「移住者」が過去最高の1億5千万人に達したとする2000年版報告を発表。
中国残留婦人義理の息子らに在留特別許可。残留婦人が87歳の高齢で、一人では生活できないことが考慮されたとみられる。
「外国人参政権の慎重な取り扱いを要求する超党派の国会議員の会」設立
- 12月 厚生省の「中国帰国者支援に関する検討会」は国の支援の対象を残留孤児ら本人に対し帰国後3年以内と限っていた従来の原則を見直し、自費帰国の二、三世も対象に加えて継続的に支援していくべきだとする報告書をまとめ、国に提出した。
東京家裁、中国残留孤児Mさんの日本国籍の就籍許可を認めた。
東京高裁、強盗殺人容疑のネパール人被告に逆転有罪。無罪勾留問題置き去り。
国連が、12月18日を国際移住労働者デーとする。

2001年

- 1月 小樽の温泉施設、「入浴拒否の看板は人種差別」と米出身者らが提訴へ。小樽の温泉施設、外国人の入浴を一転開放。ただし①1年以上滞在②日本語を理解③迷惑をかけないが条件。
KSD問題浮上。関連財団「中小企業国際人材育成事業団」(AIM・ジャパン)も問題に。

- 自民・公明・保守の与党3党、地方参政権の代替措置として、特別永住者などの日本国籍取得要件の緩和などを検討するため「国籍等に関するプロジェクトチーム」発足。
- 2月 社会保障に関する日本国と英国との間の協定発効
- 3月 国連人種差別撤廃委員会による初の対日勧告で、人種差別禁止法の制定を求める。
- 4月 経済産業省「少子・高齢社会の海外人材リソース導入に関する調査研究報告書」発表
DV防止法成立
- 5月 富山県でコーランが破り捨てられ、日本在住のイスラム教徒が小杉町や東京で抗議集会。
- 6月 東京地裁、東京入管に収容されたイラン人男性が職員に暴行を受け負傷したとする訴訟で、暴行の事実
は認めなかったものの、必要以上に長い隔離収容などが違法だったと認め、国に100万円の支払い
を命じる判決。
- 8月 **「第4回移住労働者と連帯する全国フォーラム(大阪)」開催、参加者1100人を超える。**
南アのダーバンで、国連主催の「人種差別反対世界会議」が18年ぶりに開催。
- 9月11日 米国で同時多発テロ発生。
- 10月 「第4回外国人集住都市会議(浜松)」が「浜松宣言」と「提言」を発表
- 11月 法務省、テロリスト対策として、日本に入国した外国人の名前、国籍、旅券番号などの情報をその日
うちにコンピューターに入力し、一括管理するシステムを年内に導入する方針を固めた。
難民申請中のアフガニスタン国籍の男性9人が不法入国などを理由に東京入管に収容された問題で、東
京地裁はこのうち5人については「収容の必要性は認めがたい」として収容停止の決定を出した。
東京地裁、永住権がない米国人の住宅ローン拒否には合理性があると判決。
難民認定申請中に収容されたのは不当だと訴えたものの、東京地裁で退けられたアフガニスタン国籍の
1人が自殺を図ったことが判明。
フーリガン等への対策と外国人犯罪対策などが盛り込まれた入管法一部改正法律案が国会で可決。施行
日は2002年3月1日。
- 12月 永住帰国した中国残留邦人の家族として入国したが、申請は偽りで不法滞在に当たる、として摘発され
るケースが相次ぐ。
- 2002年
- 1月 滋賀県米原町、「住民投票条例」を制定。全国で初めて、永住資格を持つ外国籍住民の「住民投票権」を
認める。これ以降、外国人の住民投票権を認める住民投票条例を定める自治体が相次ぐ。
- 3月 法務省、国籍別の難民認定申請者数と認められた人数とを非公開としてきた従来の方針を転換し、条件
つきで公表することを決めた。
インドネシア出身の研修生が、人差し指のほぼ半分を失った研修中の事故をめぐって、新潟県三条労働
基準監督署に労災を申請。(労働者性が認められず、審査請求も棄却。労働保険審査会に再審査請求
中。)
- 4月 浜松市、専任教員がバイリンガルで勉強を教える教室を始める。
「在日韓国朝鮮人をはじめ外国籍住民の地方参政権を求める連絡会」が「在日 NGO 提言」を発表
- 5月 中国・瀋陽の日本総領事館に朝鮮民主主義人民共和国住民とみられる男女5人が入ろうとし、中国の武
装警察当局に拘束された。(後日、韓国へ移送)。
**移住連全国活動者会議(東京)開催、「多民族・多文化共生社会に向けて—包括的外国人政策の提
言2002年版」を発表**
- 6月 豊橋市在住の外国人に関する課題の解決方法を行政や企業、市民団体が一体となって考える「多文化共
生推進協議会」が発足。
国立大学協会は、全国の国立大学に対し、帰国生を対象とした特別選抜の出願資格から「国籍条項」を
撤廃するよう求める通知を出した。
- 7月 外国人 IT 技術者受入れに関する法務省告示の一部改正、実施。
厚労省「外国人雇用問題研究会報告書」発表
市民がつくる政策調査会・移民政策検討プロジェクト「21世紀日本の外国人・移民政策—当面の緊急課
題に関する提言と新たな社会統合政策の必要性」発表
- 9月 小泉首相、朝鮮人民民主主義共和国を訪問：拉致問題が明らかになり、朝鮮学校生徒へのいやがらせ発

生。

DV被害を受けた外国人女性を支援するため、全国17都市の市民団体が連携して「移住女性のための暴力・DV全国一斉ホットライン」実施

- 10月 「構造改革特区」の推進プログラムにより、特区で受け入れる外国人研究者らの在留期間を現行の3年から最長5年まで延長可能とすること決定。
静岡・東伊豆町における合併問題に関する住民投票で外国人を含む18才以上に投票権を認める条例案をまとめた。翌年2月2日が投票予定日。三重県名張市でも同様の条例案可決。
タイ国籍Pさん(別居中で離婚していない)日本人の配偶者等の在留資格への資格変更申請不許可取り消し訴訟 最高裁で敗訴。
西日本入国管理センターに収容されていたエチオピア人男性が、十分な医療を受けられず右耳が聞こえなくなったとして、国家賠償を求めていた訴訟で、大阪地裁はセンターの医療体制の不備を指摘。ただし、請求そのものは棄却。
- 11月 郵政事業庁、来春から一般職の事務職で新たに外国人籍の受験資格を認めることに決定。
婚姻関係にない日本人男性と外国人女性との間に生まれ、出生後に認知された子に日本国籍が認められるかが争われた訴訟の上告審判決で、最高裁は「日本国籍を認めない国籍法の規定は合憲」と判断。
中国残留邦人の再婚相手の婚姻前の子で、6年前に正規の手続きを経て来日した大阪府内の中国人2家族9人が「血縁がない」として在留資格の更新を却下された。
- 12月 「査証広域ネットワーク」の運用開始。資格外就労目的などの入国防止を徹底するため、世界各地の日本の在外公館が、外国人に発給しているビザの申請と審査結果の情報をオンラインで共有する新システム。
サッカー・ワールドカップで入国する外国人対策として、「顔認識システム」を、5月に財務省関税局が成田空港と関西空港に設置していたことが明らかとなる。

2003年

- 1月 日本経団連の奥田碩会長は「活力と魅力あふれる日本をめざして」を発表。少子高齢社会で平均2%の実質成長を実現するために、消費税の引き上げとともに外国人労働者の受け入れを提言。
入官施設で戒具の「革手錠」が約50本保有されていることが、法務省の集計で明らかになった。
賃貸住宅探しで肌の色を尋ねられ精神的苦痛を受けたとして、埼玉県在住のインド人男性が、同県戸田市の不動産業者と、監督する立場の県に損害賠償を求めた訴訟で、さいたま地裁は同社と社員に50万円の賠償を命じる判決。ただし、県への請求は「理由がない」と退けた。
ウガンダ国籍の男性が、西日本入国管理センターに収容中、職員にセクハラや暴行を受けたとして国に損害賠償を求めた訴訟の判決で、大阪地裁は暴行を認め、国に20万円の支払いを命じた。
難民認定を申請していた中国の気功集団「法輪功」のメンバー5人について、東京入管局は、在留資格の「定住者」への変更を許可する方針を示した。
- 2月 東京入管局の新庁舎が東京都品川区港南の旧東京税関跡地に完成、業務開始。
静岡県、東海地震などの大災害や事故発生時に備え、携帯電話の県専用サイトで外国人向けに英語、ポルトガル語、スペイン語を使用したページを新設し、情報提供を開始。
入国後60日以内の申請期間を過ぎたことを理由に難民と認められなかったエチオピア人男性が、法務大臣の処分取り消しを求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は請求を認めた一番を支持、国側の控訴棄却。
法務省は、「構造改革特区」で、IT技術者として働く外国人の在留期間を現在の3年から5年に緩和。また、留学生の在留資格を夜間の大学院に通う場合まで広げることにした。
- 3月 「移住労働者権利条約」をにグアテマラが批准し、批准国が20カ国に。
中国残留孤児の孫と偽って入国したとして在留資格を取り消された大学生が在留を求めている問題で、大阪入管局は家族4人に対し、在留特別許可の不許可を通告し、国外退去を命じた。本人以外の3人が1ヶ月以内に帰国することを条件に、本人だけが仮放免のまま日本に残り、通学を続けることを認めた。
自由人権協会外国人の権利小委員会「人種差別撤廃法案要綱案(ver.1)」発表
97年に東京入国管理局内で、革手錠をはめられて死亡したイラン人男性について、弁護士は、当時同じ収容場にいた別のイラン人から「職員に暴行を受けて死亡した」との目撃処分を得た。職員8人を不起

- 訴とした東京地検の処分不服申し立てへ。
 アメリカがイラク攻撃開始
 超過滞在の外国人男性に対する医療ミスの賠償請求で東京地裁は、賠償額の算定基準は、出身国でなく「日本の物価で算定すべき」との判断を示した。
- 99年6月に難民認定申請を不許可とされたアフガニスタン人男性が、法相に不許可処分の取り消しを求めた訴訟で、大阪地裁は、「当時、タリバンが支配していたアフガンに帰国すれば迫害を受けると恐怖を抱いていたことには理由があり、難民条約などの適用を受ける難民に該当する」として処分取り消し。
- 4月 所得税法と法人税法の省令改正。各種学校扱いだった外国人学校が一般の私立学校並みに特定公益増進法人に追加され、寄付者の税制上の優遇措置可能に。ただし、欧米系のインターナショナルスクールに限定、朝鮮学校などアジア系の民族学校は事実上対象外。
 警視庁、全国に先駆け組織犯罪対策部を発足させ、発足式で石川重明警視総監が「首都東京の治安回復の鍵は、来日外国人や暴力団による犯罪への対策が最大の要因」と訓示。
 難民不認定取り消し訴訟の判決前に一転して難民認定されたビルマ人男性が違法な不認定処分で苦痛を被ったとして、国に賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は、950万円の支払いを命じた。
- 5月 難民認定申請者に仮滞在の在留資格を与える制度などを盛り込んだ入管難民法改正案は、衆院本会議で趣旨説明と質疑。民主党は対案として、難民認定手続きの所管を法務省から切り離し、内閣府の外局として新たに「難民認定委員会」（仮称）を設置し委ねることなどを柱とした「難民認定法案」を提出。
 01年11月に初めて導入された、法務省入国管理施設における不服申し立て制度について、過去68件の不服申し立てがあったのに、入管側はいずれも「根拠がない」として退ける決定をしていたことが、同省の内部資料で明らかになった。
移住連全国ワークショップ（神戸）開催
- 6月 韓国籍の女性が、夫とは別の日本人男性との間で産んだ子が、出生から1年以上後に父親から認知された場合の日本国籍取得をめぐる訴訟で、最高裁は、「認知が遅れた特別な事情がある」として、国籍を認めた。
 中国残留邦人の血縁のない子や孫計9人に、在留特別許可。
 「刑務所で人種差別され、暴行を受けた」として、府中刑務所に服役していたイラン国籍の男性が、国に損害賠償を求めた訴訟で、東京地裁は「拒否している男性をうつぶせにして、必要がないのに注射したのは違法」と指摘し、60万円の支払いを命じた。医療そのものを違法と認定したのは初めて。
- 7月 「移住労働者権利条約」発効
 03年版通商白書が、政府の白書として初めて日本経済活性化のため、専門的な技術をもつ外国人労働者を積極的に受け入れるよう提言。
 京都大学、国立大学として初めて朝鮮学校などの外国人学校卒業生に受験資格を認めた。
移住連、「移住労働者権利条約」を日本も批准すべきだとの要望書を外務、厚労省に提出。
 自民党江藤隆美議員、超過滞在の外国人について「どろぼうやら、人殺しやらばかりしているやつらで、いっぱい日本にはいる」と発言。
 西日本入管センターが性同一性障害を持つ人を、自由に出入りできない単独室に収容するよう取り決めていることが明らかになった。
 福岡県立大、04年度以降の推薦入試で朝鮮高級学校など外国人学校からの受験を認めることをいったん決めながら、福岡県からの指摘を受けて断念。
 UNHCRから難民と認定されながら、日本で不認定となったアフガニスタン人男性が、退去強制令にもとづき成田空港から自費で帰国。
 韓国で「外国人雇用許可法」が成立。これにより来年1月から超過滞在外国人の合法化と、約23万人の就業が可能になる見通し。
- 8月 総務省は、日本語がうまく話せない外国人の子どもが公立小中学校に入学する際、近隣の日本語指導のできる学校への変更を認めないケースがあるとして、変更を柔軟に認めることを市町村教委に周知徹底するよう文科省に通知。
 文科省、04年度から外国人学校卒業生に大検を免除し、自動的に資格を認めるが、朝鮮学校生には各大学の判断で個別の受験生ごとに資格を判断する方針。「新たな差別」として批判する弁護士グループなどの声明が相次いだ。

国連女性差別撤廃委員会が、女性差別撤廃条約日本政府報告書に対する最終コメントを出す。

法務省は、外国人犯罪対策の一環として、顔の特徴や指紋、眼球の虹彩などで本人かどうかを確認する生体識別（バイオメトリクス）技術を出入国手続きに導入、不法出入国を監視する方針を固めた。04年度概算要求に費用約4800万円を盛り込む。

9月 東京外国語大は国立大として初めて、朝鮮学校生に大検なしで受験資格を認めた。

長期にわたって超過滞在をしたイラン人家族が「強制送還されると子供たちが母国に適応できない」として、法務省側に強制送還の取り消しなどを求めた訴訟で、東京地裁は、「10年以上平穩に暮らしている家族を強制送還することは、裁量権の逸脱または乱用」との初判断を示した。

10月 坂出市で働くフィリピン人実習生への給与未払い問題で、高松入管局は、受け入れ先企業が不適切として帰国指導が出ていた実習生39人に、研修・実習を続けられる「受け入れ先変更許可」を出した。
法務省、東京入管、東京都、警視庁「首都東京における不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言」発表。

強盗殺人容疑で一審の無罪判決のネパール人に対する拘留問題の特別抗告で最高裁も拘置を認める。
人権擁護法案上程（衆議院解散に伴い廃案）

11月 松沢成文神奈川県知事による中国人留就学生「こそ泥」発言
移住連、東京都や法務省が発表した「不法滞在外国人対策の強化」をめざす共同宣言に対し、「摘発強化は彼らの生活基盤を破壊し、偏見をふりまき、人権侵害を引き起こす」と批判する声明を発表。

海外からの留学生が10万人を超え、政府が1983年に掲げた目標を達成。

法務省、DV被害者の保護については通報義務を優先しなくてもよいとの通知を出した。

警視庁と埼玉、神奈川、千葉の各県の警察本部が東京入国管理局と合同で初めての一斉摘発を行い、超過滞在などの疑いで外国人84人を摘発した。

日本経団連「外国人受入れ問題に関する中間とりまとめ」発表

12月 日本語学校の選抜に合格し、来年1月入学予定だった中国人就学生の9割以上が、入管により在留資格を不認定とされたことが明らかになった。「就学生の犯罪が大きな社会問題になり、不法就労の摘発も多い」として、入管が審査を厳格化したため。

政府の犯罪対策閣僚会議は、今後の指針となる「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を決定し、その中で、約25万人に上る超過滞在の外国人を今後5年間で半減させる数値目標を設けた。

性風俗店でビラ配りをし、強制退去を命じられた中国人女子就学生について、東京高裁は、退去強制処分を取り消しを求めた裁判の一審判決が出るまでの間、収容と送還の停止を認めた東京地裁の決定を支持し、入管側の抗告を棄却した。

2004年

1月 アメリカ政府、ビザを持ってアメリカに入国する外国人に対する指紋の採取や顔写真の撮影（US-Visitプログラム）を開始。

在留資格がないことを理由に国民健康保険へ加入できなかったために高額な医療費を支払わされたとして、台湾籍の男性が国と横浜市に損害賠償を求めていた訴訟で、最高裁は、「在留資格がない外国人を一律に排除するのは許されない」、との初判断を示し、男性の加入を認めなかった処分は違法だったと認めた。ただし「在留1年以上」などの要件を定めた厚生省通知にしたがって男性の加入を認めなかったことについて、国や市の担当者に過失はなかったとして賠償請求は認めず、男性の敗訴が確定。翌2月、横浜市は、申請時にさかのぼって国保加入を認め、過去の医療費を支給する方針を決定。

会員制クラブでアルバイトをして退去強制処分を受け、東日本入国管理センターに収容されている中国人留学生について、東京地裁は、同処分の取り消しを求めた裁判の一審判決が出るまでの間、収容を停止する決定をした。この申し立てでは、昨年9月、同地裁が収容停止を認め拘束は解かれたが、11月に高裁が地裁の決定を取り消し、再収容されていた。

韓国で「住民投票法」を公布。韓国に継続して居住する20歳以上の外国人に、住民投票における請求権・投票権を認める。

2月 大阪入管は、中国残留日本人の孫として来日後、在留資格を取り消された中国人の大学生に、在留特別許可（留学）を出した。

法務省入管局、ホームページ上で「不法滞在者等の外国人情報」サイトを開設。市民団体からの批判を

受け一部修正された。

同性愛者は死刑になるとして、イラン人男性が退去強制処分を取り消しなどを求めた訴訟で、東京地裁は、「公然と同性間の性行為をしない限り刑事訴追される危険性は相当低く、迫害を受ける恐れがあるとは言えない」と述べて本国への送還を適法と判断、請求を棄却。

アフガニスタン国籍で少数民族ハズラ人の男性が、法相の退去強制処分取り消しと難民不認定処分の無効確認を求めた訴訟の判決で東京地裁は、「帰国すれば、いつたりバン政権時代のような迫害を受けるか分からない、と考えるのが相当」と指摘、「難民に当たるのに不認定とした処分には重大な瑕疵があり違法」と判断。

3月 野沢法相は、退去強制手続き中に仮放免されているビルマ人男性とその家族について、人道上的観点から在留特別許可を認める。男性の妻がフィリピン国籍であることから、夫婦をそれぞれの出身国に強制送還すると、一家が離ればなれになることが理由。

4月 イラクで人質となった日本人3人に対するバッシングが起きる。

今春の入試で朝鮮学校の生徒に受験資格を認めた4年制国立大学が、全83大学のうち82大学に上る。

「不法入国」で摘発された大阪市の中国人の一家4人が、大阪入管局長らを相手取り、強制退去命令の取り消しなどを求めた訴訟で、大阪地裁は、女性の母親が日本国籍を持っていたことを認定、「強制退去命令は社会通念に照らして妥当性を欠き違法」として同命令を取り消し。

日本経団連「外国人受入れ問題に関する提言」発表

5月 警視庁は入管局と緊密な連携を取りながら外国人の不法滞在に関する捜査を専門に行うチーム「不法滞在对策室」を新たに発足させた。

改定入管難民法成立。改定点は、超過滞在者に対する罰金額の上限を大幅に引き上げる罰則強化、再入国拒否期間の延長、出国命令制度の創設。また難民認定制度の見直しとして、「60日ルール」の撤廃、「難民審査参与員」制度の新設、認定を受けて一定の要件を満たした難民に一律に在留を認めるほか、一定の要件を満たしている難民認定制度申請者にたいする「仮滞在」制度を創設。不法滞在者対策は公布後6カ月で、難民認定制度は公布から1年以内に施行される。

改正DV防止法成立。「被害者の国籍、障害の有無等を問わず、その人権を尊重すべき」と盛り込まれた。

「第5回移住労働者と連帯する全国フォーラム（福山）」開催、多文化ネット中四国発足

6月 厚労省は、国民健康保険法の施行規則を改正し、在留資格のない外国人などが国保に加入できないことを明文化。

米商務省は04年版「人身売買報告書」を発表。日本は人身売買に対する政府の対策が、あと1段階下落すれば制裁対象になる「監視リスト」に挙げられた。

7月 アルカイダのメンバーとみられるフランス人容疑者の日本潜伏事件にからみ、バングラデシュ国籍の通信関連会社社長と会社が出入国管理法違反（不法就労助長）の罪で略式起訴されたが、東京地検は「仕事上の取引はあったが、アルカイダ組織とは無関係だった」と結論。男性は43日間拘留された。

終戦前に朝鮮人の父と日本人の母の婚外子として生まれ、終戦後に父から認知を受けて朝鮮籍とされた大阪府の男性が、国に日本国籍の確認を求めた訴訟で、最高裁は、国側敗訴の大阪高裁判決（00年1月）を支持、国の上告を棄却。

8月 日本で難民認定を求め提訴したトルコの少数民族クルド人10数人について、法務省が職員をトルコに派遣、治安当局者の協力を得て身元などを調査していたことが明らかになった。

厚労省、人身売買被害女性が婦人相談所に保護を求めてきた場合、超過滞在だったとしても通報したりせず、保護しケアを図るよう都道府県の担当者に通知。

外務省、NGOと協力して難民認定を受ける前の外国人を対象とした緊急避難用のシェルター事業開始。運営は財団法人「難民事業本部」に委託し、利用者の世話などの現場業務は「難民支援協会」などのNGOが担う。

警察庁「テロ対策推進要綱」公表

9月 難民認定を求めて、東京都渋谷区の国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）前で座り込みを続けているクルド人らが、約2万人分の支援者の署名を法務省入国管理局に提出。

中国出身で日本国籍を取得した東京都の男性が、外国生まれを理由に入店を拒否した都内のスナック経営者らに「不当な差別で精神的苦痛を受けた」として、損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は55万円の支払いを命じた。

- 最長 18 年間、日本に超過滞在しているバングラデシュ人男性 8 人が、「強制送還されても自国で生活を再建することは困難。慣れ親しんだ日本にいたい」として在留特別許可を求め、東京入管局に集団出頭。
- 1 0 月 外相の諮問機関「海外交流審議会」は、在日外国人問題などに関する答申を発表。職種などを限定する形での部分解禁を事実上提言。
日弁連は、宮崎で開かれた人権擁護大会で、日本にいる外国人に人権を保障する「外国人入居基本法」の制定を求める宣言を採択した。
難民申請中の外国人や市民団体ら約 600 人が、法務省前を取り囲み、外国人の人権尊重を訴えた。
成田空港で入国を拒否されたチュニジア人男性 2 人が、警備員から暴行を受け、警備料などを恐喝されたとして、国と警備会社アイムなどに損害賠償を求めた訴訟の判決で東京地裁は、アイムと警備員らに 220 万円の支払いを命じた。
ベトナム人女性が簞巻き送還される。
外国人集住都市会議「豊田宣言」発表
23 日、新潟県中越地震発生
- 1 1 月 新潟県中越地震で被災した外国人に対して、国際交流センターは生活情報を 9 カ国語でまとめて避難所に掲示。県も外国人向けに相談窓口を設置。英語、中国語、タガログ語など 8 カ国語に対応できる国際交流相談員を被災地に派遣した。
日比自由貿易協定 (FTA) が実質合意。外国人看護師、介護士の受け入れ問題については、日本の国家資格を取得することを条件に就労を認める。
国際労働機関 (ILO) 駐日事務所と ILO 本部が、日本の性風俗業界で行われている外国人女性の人身売買の実態をまとめた特別報告書を作成。
- 1 2 月 政府「人身取引対策行動計画」発表
政府の「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」が「テロの未然防止に関する行動計画」を公表
太田市教委は、日系ブラジル人でブラジルの教員免許を持つ 6 人を「バイリンガル教員」(2 カ国語併用教員)として採用。
両親と死に別れて来日し日本で暮らす祖父母の養子となったタイ人の少女が日本への定住を求めている問題で、法務省は法務大臣の判断で 1 年間日本で暮らすことを認めることを決めた。
浜松市のペルー人学校「ムンド・デ・アレグリア」が南米系学校の中で初の各種学校として認可された。

2005年

- 1 月 日本へ乗り入れる国際便の乗客名簿等を航空会社から送信させ、入国前に不審者がいないかどうか照合する「事前旅客情報システム」(APIS)が本格的に開始。
難民と認定しない日本政府に抗議し、東京都内の国連大学ビル前に座り込んだトルコ国籍のクルド人 2 家族のうち、男性とその息子の 2 名、法務省入管局によりトルコへ強制送還された。UNHCR は (マンデート難民の)「送還は国際法上、日本政府に課された義務に反する」とするコメントを発表した。法務省は、これに対する反論文書を公表した。
04 年 9 月に在留特別許可を求めて出頭していたバングラデシュ人 8 名に対し、東京入管局は在留を認めず、全員を強制送還した。
東京入管局に退去強制処分を受けたタイ人女性が「通訳やタイ語の説明がないまま書類に署名させたのは違法」として、入管の処分取り消しを求めた訴訟の判決で、東京地裁は請求を認めた。
東京都の管理職試験の受験を拒否された韓国籍の都職員女性が、都に賠償などを求めた国籍条項訴訟の最高裁判決で、「受験拒否は法の下での平等を定めた憲法に反しない」と初判断。都に人事政策上の幅広い裁量権を認め、原告の請求を棄却する逆転判決。(97.11 高裁 原告勝訴)。
- 2 月 法務省令の一部改正、「興行」の在留資格の厳格化で、今後は「2 年以上の専攻が経験」が必要となる。
- 3 月 英会話学校「NOVA」が、外国人講師を法律で義務づけられている健康保険や厚生年金に加入させていないことが明らかになった。
熊本県在住中国残留孤児の男性の妻の婚姻前の子とその家族計 7 人が、国の退去強制処分を取り消すよう求めた訴訟で、福岡高裁は、退去強制処分を取り消した。「家族の結合の擁護などを定めた国際人権条約の規定に照らしてみれば、退去強制処分は法務大臣の裁量権の範囲を逸脱している」と違法性を指摘した。(03.3 地裁で原告敗訴)。法務省は、上告しないことを決めた。

人権擁護法案における人権擁護委員の国籍条項をめぐる議論が噴出

難民認定を求めて裁判で争っている仮放免中に生活費を得るために働いたのに、それを理由に身柄を収容されたのは「生存権」の侵害だとして、ビルマ人の男性が国に対して 300 万円の慰謝料などを求める訴えを東京地方裁判所に起こした。

法務省、今後 5 年間の外国人の入国・在留管理の指針となる「第三次出入国管理基本計画」を決定。

不法滞在外国人の情報を電子メールで受け付けている法務省入管局のホームページについて、日弁連は「外国人らに対する偏見や差別を助長する」として中止を求める意見書を発表。

4月 政府はテロ防止策の一環として、旅館業法の施行規則改正をホテルや旅館に対し、宿泊者名簿に外国人旅行者の旅券番号や国籍を記載させることを義務付ける。

米国出身で日本国籍の男性が、北海道小樽市の民間施設が外国人を理由に入浴を拒否したのは違法として、市と業者に賠償を求めた訴訟で、最高裁は、男性の上告を退ける決定。(02.11 地裁、04.09 高裁ともに業者に賠償を命じたが、いずれも小樽市の責任は認めず)。

フィリピン人の母から生まれた後、日本人の父に認知された小学校 2 年の男児が「両親が結婚していないことを理由に国籍を認めないのは不当」と、日本国籍の確認を求めた訴訟の判決で、東京地裁は、「国籍法は、出生後に父母が結婚した子(準正子)と、法的に非婚のままの非嫡出子とに不合理な区別をし、法の下での平等を定めた憲法に反する」として、請求を認めた。法務省は控訴した。(06.2 高裁敗訴)

5月 名古屋地裁が難民と認め、法務省側の控訴を受けて名古屋高裁で審理が続いているビルマ人男性のフィリピン国籍の妻が、名古屋入管が収容された。

難民申請中で一定の条件を満たした庇護希望者に仮滞在を認める制度および難民認定における異議申し立て段階での参与員制度が開始。

6月 外国語学校が外国人講師の多くを社会保険に加入させずに保険料逃れをしている疑いがあるとして、社会保険庁は外国語学校を運営する企業約 750 社の立ち入り調査を開始。

「人身売買、特に女性と子どもの人身売買の防止および禁止ならびに処罰に関する議定書」が、第 162 通常国会で承認。

旅券法が改定、IC 旅券導入が決定。

①人身取引防止対策②外国入管当局への情報提供③旅券の確認義務などを含む入管難民改定法などが、衆院本会議で可決、成立。(①②は 05.7.12、③は 05.12.22 より施行)。

全国難民弁護団連絡会議は、難民と認定されなかった人の異議審査の際に、申請者の供述調書などの証拠類を開示するよう求める申し入れ書を法務省に提出したが、この申し入れが拒否されたため「参与員」への意見陳述手続きを事実上ボイコットした。

大阪府岸和田市は、永住外国人以外に、国内在留期間が 3 年を超える外国人の投票権を認める常設型の住民投票条例を制定した。

韓国国会、永住資格取得してから 3 年以上居住する 19 歳以上の外国人に地方選挙権を認める改正公職選挙法を可決。アジアで初めて。

移住連全国ワークショップ(京都)開催

7月 名古屋入管局は、退去強制命令を受けていたペルー人女性一家に在留特別許可を出した。日本で生まれた小学 1 年の長女はダウン症で、ペルーでの療育は困難が伴うため。

国連人権委員会の人種差別問題に関する特別報告者、セネガル出身のドゥドゥ・ディエン氏が、日本の人権状況を調査するため、日本を公式訪問した。(06 年 1 月に報告書発表)

敗戦後に中国東北部に取り残された日本人孤児が、速やかな帰国措置や永住後の自立支援義務を怠ったなどとして、国家賠償を求めて全国で起こした集団訴訟の初めての判決で、大阪地裁は請求を全面的に棄却。

日本人女性と養子縁組した超過滞在の女性が、退去強制処分取り消しを求めた訴訟で、横浜地裁は、養子関係について「実の親子のような情愛で精神的に深く結ばれている」と女性側の主張を認め、同処分を取り消した。

ロンドンで同時「テロ」発生。(8 月イギリス政府は、新たなテロを防ぐためイスラム過激派の指導者ら外国人 10 人を新たに拘束して近く国外に追放する方針を明らかにした。)

8月 台湾からの観光客に対する査証免除措置を恒久化するための入管難民法の特例法が参院本会議で全会一致で可決、成立。

10月 中国残留孤児だった妻を亡くした中国人の男性が子どもたちが帰国した日本で一緒に暮らせるように在留資格を求めている問題で、東京入管局は「高齢の男性が頼れるのは子どもたちしかいない」として男性の在留資格を認めた。

第163回特別国会で共謀罪新設法案審議入り

兵庫県弁護士会が、03年に同会所属で在日韓国人弁護士を神戸家裁尼崎支部の調停委員に推薦したのに対し、最高裁が「推薦を取り下げたい」と回答していたことが明らかになった。

人身取引の被害を防ぐため、風俗店の経営者に外国人を雇う際、就労資格の確認を義務づける改正風俗営業法が、参議院本会議で可決・成立した。(06年春に施行)

公明党、「永住外国人地方選挙権付与法案」を提出。ただし、「朝鮮」国籍で外国人登録をしている者には認めない措置がとられている。また、日本人には地方選挙権の取得に伴い付与される公務員への就任資格や議会の解散および議員・長の解職の請求権並びに条例の制定・改廃の請求権以外の権限は、永住外国人には付与しないとしている。

12月 超過滞在者を支援したとして不法就労助長罪に問われ、勤務先の明治学園から解雇された青柳行信氏が明治学園に対して解雇無効を訴えていた裁判で、最高裁は原告の訴えを棄却した。(00.12 地裁原告勝訴、02.12 高裁敗訴)

外国人入権法連絡会発足

(資料)

法務省「入管白書」、『国際人流』、宮島・梶田編『外国人労働者から市民へ』、アジア人労働者問題懇談会編「侵される人権 外国人労働者」添付年表、駒井・渡戸編『自治体の外国人政策』、新聞各紙、その他から作成